

令和6年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 6 年 1 2 月 4 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第10号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第6 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十町一般会計補正予算（第3号））
- 第8 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第9 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 議案第74号 町道路線の認定について
- 第11 議案第75号 四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第76号 四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について
- 第13 議案第77号 令和6年度四万十町一般会計補正予算（第4号）
- 第14 議案第78号 令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第79号 令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第80号 令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第81号 令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第82号 令和6年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第83号 令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第

2号)

第20 議案第84号 令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算
(第2号)

第21 議案第85号 令和6年度四万十町水道事業会計補正予算(第2号)

第22 議案第86号 令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算(第2号)

第23 陳情第6-4号 陳情書の取り下げについて

第24 請願・陳情

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで

~~~~~

出席議員(16名)

1番	水間 淳一 君	2番	橋本 章央 君
3番	中野 正延 君	4番	林 健三 君
5番	堀本 伸一 君	6番	山本 大輔 君
7番	武田 秀義 君	8番	村井 眞菜 君
9番	緒方 正綱 君	10番	中屋 康 君
11番	田邊 哲夫 君	12番	伴ノ内 珠喜 君
13番	佐竹 将典 君	14番	古谷 幹夫 君
15番	下元 真之 君	16番	味元 和義 君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町 長	中尾 博憲 君	副町長	森 武士 君
会計管理者	細川 理香 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池上 康一 君
危機管理課長	味元 伸二郎 君	企画課長	川上 武史 君
農林水産課長	佐竹 雅人 君	にぎわい創出課長	小笹 義博 君
税務課長	西岡 健二 君	町民課長	小嶋 二夫 君
建設課長	下元 敏博 君	健康福祉課長	国澤 豪人 君

高齢者支援課長	三 本 明 子 君	環境水道課長	戸 田 太 郎 君
教 育 長	山 脇 光 章 君	教 育 次 長	浜 田 章 克 君
生涯学習課長	今 西 浩 一 君	学校教育課長	長 森 伸 一 君
農業委員会事務局長	清 藤 真 希 君	農業委員会会長	太 田 祥 一 君
代表監査委員	田 邊 幹 男 君	総務課財政班長	片 岡 丈 明 君
大正・十和診療所事務長	吉 川 耕 司 君	特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	林 和 利 君
-----------	-----------	--------	---------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岡 英 祐 君   | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
| 書 記     | 小 野 川 哲 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 6 年第 4 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により 7 番武田秀義君及び15番下元真之君を指名します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の12月 2 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） おはようございます。議会運営委員会より会期日程について協議の結果をご報告いたします。

第 4 回定例会会期は、本日12月 4 日から12月12日までの 9 日間とすることに決定いたしました。なお、一般質問については、7 日目、12月10日に 4 名、12月11日に 4 名、12日に 1 名の計 9 名となっております。

12日の最終日には決算特別委員会が付託を受け、継続審査となっております令和 5 年度四万十町各会計歳入歳出決算の審査報告及び、議会改革調査特別委員会の中間報告を行うこととなっております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 議会運営委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の12月 4 日から12月12日までの 9 日間であります。

お諮りします。

令和 6 年第 4 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和6年第4回定例会の会期は本日から12月12日までの9日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣の結果報告、議長が出席しました議長会等の件についてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

また、令和6年度全国町村監査功労者表彰式において、議選の緒方監査委員が功労者表彰されましたので、報告いたします。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出があっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長武田秀義君。

○総務常任委員長（武田秀義君） おはようございます。総務常任委員長の武田です。総務常任委員会の活動報告をいたします。

総務常任委員会は9月6日に議会BCP町議会版としての素案を検討し、岡山県奈義町への視察研修についても検討いたしました。

10月4日金曜日に議会図書室において、令和5年度決算審査に係る特別委員会の選出について協議し、山本議員と私、武田を選出いたしました。

また、11月25、26日に四万十町議会議員全員研修の総務常任委員会所管に関して、視察先である岡山県奈義町について、奈義町子育て応援宣言を上げる合計特殊出生率2.95という数字を出した若者定住や子育て支援など、様々な取組に対して、質問項目と内容について協議し、取りまとめを行いました。併せて、今委員会で取り組んでまいりました四万十町議会BCP、業務活動計画の素案ができたことにより、読み合わせと内容の確認を行いました。

以上、活動報告であります。

○議長（味元和義君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長林健三君。

○教育民生常任委員長（林健三君） どうもおはようございます。教育民生常任委員会の9月定例会以降の活動について報告いたします。

9月5日、町内11の小学校を訪問した際の聞き取りの内容について、教育委員会と協議を行いました。

また、四万十町社会福祉センターの早期整備を求める請願の精査を行いました。請願者であるしまんと町社会福祉協議会の代表者と担当課との聞き取りを踏まえ、老朽化により差し迫った課題として早期の整備が必要であることは認識できるが、請願趣旨にある新たな整備ということではなく、既存の町有施設を有効活用するという結論に至ったことから、本請願は不採択とすることに決定したところです。

また、委員会からの意見としましては、1番目に、現施設場所は過去において台風や大雨で浸水したことがあり、早期に対応することを考えた場合には課題がある。2番目に、現施設が抱える課題を早期に解消する必要があるが、新設ではなく、既存の町有施設を増改築して利用する考え方も必要ではないか。3番目に、建設コストを考えた際に新築は現実的ではないなどの意見が出されておりました。

続いて、10月4日に令和5年度決算審査に係る協議と東又地区で行った議会聞き取り調査の精査を行いました。また、先進地視察研修に係る協議を行いました。

続いて、11月8日、大正地域で行った議会聞き取り調査の精査と、しまんと町社会福祉協議会の公共施設への移転に係る提言書の協議を行いました。

続いて、11月28日、しまんと町社会福祉協議会の公共施設への移転に係る提言書のまとめを行い、今議会中に町長に提出を予定しております。

提言書の趣旨としましては、先の9月定例会において、四万十町社会福祉センターの早期整備を求める請願は不採択となりましたが、当該団体が抱える現状は深刻であり、本町としては何らかの形で対応すべきと教育民生常任委員会では意見の一致がありました。課題を早期に解決する必要があるため、既存の町有施設であり、耐震改修や長寿命化改修済みである四万十町農村環境改善センターを増改築するなど工夫し、利用する考え方が現実的であるというものです。

以上が9月定例会以降の活動内容になります。

令和5年2月の改選以降、学校教育・社会教育の振興並びに社会福祉・老人福祉・児童福祉の二点を重点目標として、委員会活動を行ってまいりました。特に町内全ての小中学校を訪問し、授業参観や学校長との意見交換で得た現場が抱える様々な課題について委員会で協議し、また教育委員会への聞き取りなども行ってまいりました。教育と福祉のさらなる連携の重要性やこども家庭センターが果たす役割に期待しております。

年明け後の新たな組織に引き継ぐ図書館・美術館、十和分館、四万十町社会福祉センターの既存施設利用など課題も残しておりますが、今期の教育民生常任委員会の調査、研究活動にご協力いただきまして感謝を申し上げます。

なお、常任委員会の改選までは僅かな期間となりましたが、引き続き調査研究を続けてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上、教育民生常任委員会の報告です。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） それでは、私から9月以降の産業建設常任委員会の活動を報告いたします。9月の委員会におきましては、三つのテーマといいますか、題材で取り組んでおります。

一点目は、ふるさと支援推進事業に関する事、そして二点目は、観光交流拠点施設の経過説明と陳情案件の精査で取り組みました。

ふるさと支援推進事業については、補正予算で上がっておりますけれども、ふるさと納税の令和6年度見込み12億円を達成するために、さらなる取組として専門業者に広報関係の業務を依頼して取り組んでいきたいという内容の説明を受けて、一応、委員会としてはその必要性を確認しておるところです。

二つ目の観光交流拠点施設の経過説明では、今期、当初予算の中で基本計画の見直しで進んできた流れで、今の施設の位置付け、施設内容、住民の意向の確認と今後のスケジュール等も説明を受けたわけですが、委員からは道の駅との連携の重要性、地元住民にも利用される広場を目指す必要があるといった意見を付しております。

陳情案件については、志和の漁港に足を運んで審査しましたが、継続案件という取扱いを決定しております。

それから、決算の特別委員会には2名の委員を選出し、中野委員と佐竹委員の2名でし

た。

次の10月の委員会においては、令和5年度決算審査に関わる協議を行い、内容は勉強会となりましたけれども、質問項目の取りまとめを行い、委員に提出しております。

二点目としましては、十和及び大正地域の聞き取り調査の取りまとめ資料を基に協議しておりまして、今後さらに取りまとめ内容を精査していくことと、必要に応じて、委員または委員会のテーマに取り上げて、深掘りしていくことを確認しております。あとは、先進地視察先への事前質問の整理をしました。

11月の委員会においては、観光産業の現状と課題というテーマと観光交流拠点施設の経過、現状について、観光産業の現状と課題については、特に観光協会の在り方といいますか、情報を基に協議をしました。

担当の所管課であるにぎわい創出課から通常、総会資料等の説明を受けた後に、所管課が求めていることとしまして、ふるさと納税の体験商品の企画であるとか、JTBツアーを年間七つ、八つぐらいは販売等を考えて、収益化できる事業を検討してほしいという要望もされておることを確認いたしましたし、また、奥四万十観光協議会との連携、合わせた当町の観光協会の役割分担を明確化する必要性があるとの説明を受けた後に、委員が協議したわけですが。委員からの意見としては、観光協会の動きが町民に見えにくい状況になっておるということで、これの改善が必要ではないかという点と。町から二千数百万円に上がる補助金が出されておりますので、もっと町としても積極的な活動要請があってもしかるべきではないかという点と。観光産業の振興という観点から観光協会の役割、在り方を再検討すべき時期に来ているのではないかと指摘させていただいております。

それから、観光交流拠点施設の現状については、その後の経過で、10月24日には第1回目のワークショップを開催されたということで、その内容の取りまとめ資料を基に説明を受けました。特に確認事項としてはワークショップのコンセプト。ワークショップのメンバーにこういう位置付けの中でと示した項目としまして、地域に広がっていくような拠点にしたいという点と。あぐり窪川の後ろにわざわざ行きたくなる提案といったテーマで、第1回目のワークショップを開催されたということでして、第2回目は今日ですか、12月と、さらに年明けに第3回目をやって、最終的にそれらを取りまとめた中で令和7年度に実施設計の予算化を計画しておることを確認しておりまして、この経過については特に常任委員会、また全員協議会でつぶさに報告をしてほしいと申し添えております。

委員からは二重になりますけれども、特に近隣住民の意見を大切にしたい取組が重要であ

ることと、子どもの遊べる遊具も計画の中でちょっと触れられましたので、ぜひ木製の遊具にすべきだという意見、三点目としましては、道の駅めぐりにプラス効果をもたらすような、連携を密にした取組が必要であるという点を意見として出しております。

それから、去る11月25、26日には冒頭、総務常任委員長から報告がありましたけれども、全員による視察研修を行いまして、出生率の高い奈義町の状況については武田委員長から報告され、触れていただきましたけれども、産業建設常任委員会のテーマとしては、真庭市の吉縁起村の農村RMOの地域運営組織の取組について研修いたしました。

しょっぱなに佐川町の、正式オープンにはなっていないんですけども、新設されております図書館を視察しまして、産業建設の部分では直接ではないですけども、非常に私としても勉強になりましたし、もう一つは奈義町でも図書館・美術館も、説明はなかったですけどもを見せていただいて、イメージ的な部分の知識を得たと、参考になったと思います。

以上が産業建設常任委員会、私からの9月以降の報告です。

○議長（味元和義君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。議長の許可をいただきましたので行政報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席を賜りまして、令和6年第4回町議会定例会が開催されますこと、厚く御礼を申し上げます。開会に当たりまして、先の9月町議会定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げます。

初めに、人口減少対策についてご報告をいたします。

知事が年度当初の講話におきまして、高知県の最大の政策課題は人口減少問題への対応であると述べられたとおり、人口減少対策は本町にとっても避けては通れない最大の政策課題となっております。平成18年の合併時には2万1,000人いた人口も、本年10月末には1万5,000人を下回っておりまして、合併から18年余りで約3割の人口減少となりました。また、若い世代ほど減少率は高くなっており、特に出生数に至っては6割以上の大幅な減少となっております。

本町では平成26年のまち・ひと・しごと創生法の施行以降、地方創生に積極的に取り組んできたところですが、移住施策におきましては一定成果があったものの、課題の解決には至っていないのが現状です。

こうした中、県は本年3月に「高知県元気な未来創造戦略」と「高知県中山間地域再興ビジョン」を策定し、これらの計画を推進するための財政措置としまして、高知県人口減少対策総合交付金を創設したところです。本町としても県や県下の市町村と足並みをそろえ、34歳以下人口の維持、増加、出生数の維持、増加に向けて取り組むこととしております。

なお、新設されました県の交付金については、本年度より既に活用している基本配分型に加えまして、令和7年度当初予算より順次、連携加算型も活用することとしており、現在、県の所管部署と事業計画案の調整を行っているところです。

一方で、人口減少は依然として続くことが想定されており、官民間問わず、人材や財源の確保など、様々な面においてますます厳しくなることが予想されます。今後は人口減少が続いた後の未来も見据え、攻めの人口減少対策と守りの人口減少対策の両面からまちづくりを進め、この町で暮らす町民の皆様の生活を守っていきたいと考えておるところです。

続きまして、移住・定住の推進についてご報告いたします。

本町の移住・定住は平成23年度から推進しておりまして、昨年度末で1,013組、1,440人の方が町外から本町に移住されております。今年度については、10月末現在で123人、うち県外から53人が移住されており、昨年度より多いペースで推移をしております。

先日、株式会社ブランド総合研究所から発表されました地域ブランド調査2024の市区町村魅力度ランキングにおきまして、当町は全国56位、四国内では1位の評価を受けており、こうした結果が四万十町ブランドの醸成、ひいては移住の促進につながっていることと感じております。

今後の展開としましては、特に情報発信が重要と考えておりまして、今年の8月からは移住のホームページを改定し、グルメなど地域情報を含めて地域の魅力と共に発信する形としております。

また、中間管理住宅については現在までに48棟を整備し、ほぼ入居している状況です。今後も年間10棟を目標に整備を続けていきたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本町の人口減少対策については、先に報告したとおりですが、その中でも移住・定住対

策が主要な柱と考えておりまして、今後とも施策のより一層の充実を図り、推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、韓国高敞郡との交流事業についてご報告いたします。

平成24年4月に協定を締結した韓国高敞郡との友好交流は新型コロナウイルス感染症の影響などもありまして、令和元年から一時中断されておりましたが、令和5年10月に高敞郡最大のイベントでありますモヤンソン祭りに招待されたのを皮切りに、本年3月の桜マラソン大会に高敞郡郡守、議長以下10名の訪問団が来町するなど、交流事業の再開に向けて活発に意見交換を行い、連携を深めておるところです。

本年5月に、教育長以下6名の訪問団が再度高敞郡を訪問し、具体的な交流事業内容を協議した結果、令和6年度から7年度にかけて、高校生を対象とした教育交流を行うとともに、高敞郡と四万十町でそれぞれ行われているマラソン大会に選手を派遣し合うスポーツ交流を行うこととなりました。

スポーツ交流については、本年11月に高敞郡で開催されましたコインドルマラソン大会にランナー5名を派遣し、高敞郡体育協会などの民間団体とも交流を深めたところです。来年3月の桜マラソン大会には高敞郡からランナーが参加する予定となっております、本町のスポーツ団体等も含め民間にも交流の輪を広げていきたいと考えております。

また、教育交流におきましては、高敞郡ヨンソン高校と窪川高校の生徒による交流を開始しました。本年度はオンラインによる交流を3回実施することとしておりまして、来年度はヨンソン高校生徒が来町するよう、両校での協議が進められているところです。この教育交流により両校の生徒が互いの文化に対する理解を深めるとともに、コミュニケーション力を身につけることによって、グローバルな視野を養うことを期待しております。

韓国高敞郡との交流事業については、今後も協定に基づき、教育や文化、スポーツなどの分野におきまして相互交流と協力を促進し、お互いの繁栄と発展を図るよう取り組んでまいります。

以上、行政報告といたします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第10号及び日程第6、報告第11号を報告し、日程第7、承認第4号を承認後、日程第8、諮問第3号及び日程第9、諮問第4号の答申を行います。日程第10、議案第74号から日程第22、議案第86号までの13議案に

については提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第23、陳情第6－4号陳情書の取り下げについて採決後、日程第24、請願・陳情については所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第5、報告第10号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第10号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件については、令和6年6月12日に議決をいただきました令和6年度東又小学校校舎棟大規模改修工事（建築主体）の請負契約の一部を変更する契約を締結したものです。

変更の内容としましては、工事施工中の事情変更によるものでして、防水工事におきまして、施工中にひさし上面等の既存モルタル部分に浮きや、ひび割れが当初の想定より発生していることが確認されたため、エポキシ樹脂の注入やウレタン塗膜の防水箇所を増やし、防水性を確保するようにしたこと、塗装工事におきまして、木製床フローリングの既存ワックス塗装を全面的に撤去し、2回塗りで施工したところ、塗料の吸い込みが激しく、十分ではなかったため、3回塗りとしたことによるものです。

これらの変更に伴いまして、令和6年10月4日に請負代金額275万円を増額し、1億2,045万円に変更契約を締結する専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） ただいま町長から報告を受けました。それについて若干お伺いをしてみたいと思うわけですが、今回の変更は金額で言えば275万円です。主な変更内容について今、町長から報告があったように、防水工事と塗装工事の二つの工事の変更です。

まず、防水工事については図面にもあるように理解ができる。また、この工事はなかなか工事をしてみないと分からん箇所も多かったんだろうと私は思います。

しかし、塗装工事について、こう書いていますね、変更理由。木製床フローリングの既存ワックス塗膜を全面除去し、2回塗りとする設計としていたが、施工したところ塗料の吸い込みが激しく、2回塗りでは十分でなかったために、1回を加えて3回塗りとする

いう変更内容です。

二つの工事の内訳の金額もお聞きをするわけですが、この塗装工事、大体分かりますが、木製品というのは日本の材であれば杉かヒノキかどっちかだろうと思うわけですが、まず、一つの材料が何であったのかということね、フローリングですが。普通ワックスを、塗膜を全面除去したときに、素人が考えるのは最初、目地を塗ると思うんですね。私の家も塗ったわけですが、その上で塗料を塗っていくと思うんですよ。

特に、いつもクレームを出すわけですが、じゃ現実、2回塗りをやったという、もう既に工事が終わっていますので、なぜ議会に2回では駄目だという写真を載せてくれないかということながですよ。説明だけではチェックのしようがないがですね。2回塗りでは十分でなかった、その十分でないというのが議員には、誰も現場、私、行っていませんが、行ってないと思うんですよ。だったら、こういう状況であるがために3回塗りをしなきゃならんという、議会に理解を求めることがなぜできないのかと私、疑問に思っています。その点について答弁を求めたいと思います。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） まず、3回塗りの床の材料ですが、私、現地を確認したところは合板と思っておりますが、そこをもう一回確認させていただきたいと思っております。

あと、工事の確認は、今回夏休み等におきまして工事を行って、床の塗装なんかも行っております。ただ、塗ってもう一回、3回塗りにしていくという確認については、9月定例会が終わった以降になりまして、定例会が終わった後の変更ということで、専決処分で作らせていただきまして、今回、その報告となったということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 今、担当課長から答弁いただいたわけですが、私の質問、十分理解されていないですね。

夏休みに2回塗りをしたようですが、それを私は問うているわけじゃないですね。3回塗りがなぜ必要なのかという点で、2回塗って、担当課長も現場を十分見ているかどうか、今の答弁では見ていないような気がするわけですが。木製のフローリングというのは何なのかも担当課長さえ十分理解していないということです。いわゆる国産の杉、ヒノキではないのかとも問うたわけですが、それでさえ答弁ができないという現状です。

2回塗って十分ではないという根拠ですよ。だから3回塗らないかんという判断を教育委員会がしたがでしよう。であれば、2回塗りした後、9月定例会が終わってからであろうが、どうなのか、今は12月ながですね。2回塗りでは十分でないという議会に対する証拠ですね。こんな状態だから3回塗りをしなければならないという根拠ですよ。それをなぜ議会に示すことができないかという点。

防水工事については恐らく工事中に分かって、やるがでしよう。だから、変更は私は分かるがです。しかし、この塗装については2回も塗ったけども十分でないという根拠の写真を議会に示して、なるほどなという、議員も納得することが議会としてのチェックながですよ。書いただけで理解ができない部分もあるわけですよ。それをなぜしてくれないかという点、答弁を求めたい。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） まず、材質について、今、ここで即答できる内容でありませんので、改めて確認して報告します。あと、写真をつけなかったことは大変申し訳ございません。この工事の変更について写真等、当然ありますが、この写真を今回つけても3回塗りが必要かの説明ができない、分かりづらいのではないかという判断の下、今回つけることをしていませんでした。大変申し訳ございません。

また、3回塗りが必要かどうかの判断は、工事の管理会社と協議の上、3回塗りが必要という判断、提案等をいただきましたので、そのように変更したこととなっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） フローリングは材質が何であるかも見ていないという現実と、併せて現場と協議もやったということですが、担当課長が見て、2回塗りではどういう点が十分でなかったと、私ども分からんですよ。私は議員として、どう十分でなかったのか。結局2回塗ったけども、十分全面に一律な塗りではなかったのかも一切、この文章では分かりません。だから、もう少し。

確かに1億2,000万円のうちの270万円かもしれませんが、大事な税金を使ってやるわけですので、個人の家で変更するには、恐らく所有者は一生懸命、検討すると思うんですよ。これは町の財産ですので町民に理解させなければならんがですよ。そういった点で、もう専決していますので判定はできませんけれども、専決するにも、もう少し議会にしっかりと理解を求められるような説明資料と写真の添付をすべきだと思いますが、町

長、どうですか、お答えください。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） ご指摘の件について、私も非常に責任を感じております。現場技術者と現場の間の中でのやり取りということで、結果的に3回塗りという結果に至ったところですけども。今後においては、なるだけそういった状況が分かるような説明資料も添付し、上程させていただきたいと思いますので、どうかご容赦ください。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） まず、床の材質ですが、ヒノキ縁甲板という材料を使っております。また、写真等で確認はして、現地等でも見せていただいておりますが、ワックス等、塗料を塗ったときに、この材質が30年以上たっており、塗装等の吸収が激しかったと、ここにも書いてありますが、乾燥等のため塗料の吸い込みが激しかったということで、3回目が必要と管理業者との協議の上、実施させていただきました。議会の資料として十分でなかったことについては十分反省して、今後、説明できるような資料にして対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、報告第11号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第11号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件については、令和6年6月12日に議決をいただきました令和6年度松葉川地区基幹集落センター新築工事（建築主体）の請負契約の一部を変更する契約を締結したものです。

変更の内容としましては、工事施工中の事情変更によるものでして、外構工事におきまして、敷地内の植栽の撤去後に詳細な現地状況確認を行ったところ、フェンス及びそのフェンス基礎に傾きや損傷が見受けられたため、これを撤去し、新規にフェンスを整備する

ことといたしました。また、それに伴い、敷地境界の整地や排水の整備も含め見直しを図ったことによるものです。

これらの変更に伴いまして、令和6年10月28日に請負代金額を293万7,000円増額し、1億7,013万7,000円に変更契約を締結する専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 毎度、私だけで申し訳ありませんが、私は疑問に思うことは理解をして納得したいと思っています。

またですが、今回も変更です。減額ではありません、増額です。293万7,000円の増額。その内容は外構工事です。この現地は全議員で現地視察もしました。私もあの場所は承知をしています。そういった中で、今回、工事をやるにつけて、どういう変更の工事か。フェンスの外側が若干、雑木等繁茂していましたので、それを撤去したと。そうしたら、フェンスの基礎が傾き、フェンスが傾いたということなのですが、フェンス及びフェンス基礎に傾き、損傷が見受けられたため撤去し、新しく、周囲のフェンスを全部取り替えるということでしょうね。

併せて、いろいろ植栽を刈った後に見たら、敷地境界の整理、敷地内の排水の整備も含めて側溝等の見直しを図ったという変更ですが、じゃ具体的に敷地内の排水の整理というのはどういうことなのか。また、どういう側溝の見直しをしたのかね。これでは議員には一切理解ができません。さっきも言いましたけれども、フェンスがどれだけ損傷したのか、写真さえつければ分かるわけです。なるほどなと、それじゃ変えないかなと議員も理解すると思うんですよ。ただ執行部だけが理解し、説明だけする。私どもははっきり言って現地も行っていない。それは申し訳ないけどもよ。写真さえつければ今の時代、分かるわけですよ。

具体的に聞くと、見ましたけども、そんなに全面的にフェンスが損傷していなかったと私は思います。じゃ、具体的に何㎡ぐらいの基礎が傾いて、フェンスの損傷があったのか。口頭でも構いませんが、言えますか。写真つければ分かるがですよ。そういうことをせずにただ説明するだけ。だから、質問しなきゃならんがですよ。それは理解してください。ただ「そうですか、そうですか」が議員の立場じゃありません。理解し、賛同するのが私は議員の務めだと思っています。そういった点で答弁を求めたい。

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） それでは、私からお答えをしたいと思います。

最初に、今回、皆様に配付をいたしました議案説明資料に図面と写真の添付を失念しておりまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。深くおわびを申し上げたいと思います。その失念に気づきまして、昨日、皆様のタブレットに図面と写真を議会事務局を通じて配信させていただいたところです。

なお、写真については、どうしてもフェンス全体の延長が大変長いですので、全部が詳細に分かるような写真をつけることがなかなか、その写真を撮っていなかったところもありまして、比較的分かりやすい写真をとということで全景を撮りながらのものになりましたので、ちょっと確認しづらいかと思います。大変申し訳ございません。

傾きの部分は、写真の一番右下の敷地東角辺りが分かりやすいかと思いますけれども、一連のフェンスの連続の中で、全面ではありませんが、部分的に傾き、植栽を伐採した後、右の一番上の写真、敷地北東側の写真を見ていただくと分かりますけれども、ツタやら、雑草とかが繁茂しておりまして、植栽除去後にそれも撤去しましたところ、フェンスそのものに穴が開いておったり、支柱がこのように曲がっていることが確認されたので、その部分だけ入れ替えることも検討はしましたけれども、全体的に老朽化がやはり見受けられますので、一部分だけやっても近い将来また、ほかの部分も取り替えなければならんという判断の下に、これを機に全て一律に今の時期に再整備という、取替という判断に至ったものです。

説明資料が大変不親切と言われましたら、そのとおりですけれども、その部分については大変申し訳ございませんが、ご理解いただきたいと思います。

もう一つ、側溝の部分、排水の部分のご質問ですけれども、図面を見ていただきますと、皆さんご存じかと思いますが、この敷地全体を従前はフェンスで囲ってありました。ですが、当初設計では少しでも工事費を抑えるために既存のフェンスをそのまま使用するつもりで設計を組んでおりましたけれども、先ほどの申し上げましたような理由で全て取り替えるというところですが、全て取替といいましても全部を入れ替えるとなりますと工事

費も多額になりますので、図面で赤く塗っている部分のみを新しいものにしております。

この敷地のキャンプ場側に町道が通っておりますが、こちら側については、撤去後にこちら側からも出入りができるようにということで、こちら側にはフェンスを設置しないと判断しております。こちら側から出入りをするということですので、側溝の施工を段差がないものに取り替えるという形で利便性も上げようと、この機会に設計変更ということで協議をしたところですよ。そういう内容ですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

1回目の質問の中で写真がないと言いましたけれども、写真が6枚ついていましたが、これを見てみると私が質問したように、どこが損傷し、傾いているかが一番見やすいのが右下の写真かな。ちょっと傾いているように見えるわけですが、もうちょっと局部的に。また損傷ということでしたので、傾きもあり、またフェンスでしょうか、損傷がありましたと。じゃ、どういうところがどう損傷しているかがこの写真でも見えないと思います。

私が言いたいのは、写真は今回つけていますけれども、もう少し具体的に変更した局部的なものをつけていただければ質問する必要もないがですよ。はっきり言うたら、答えることもないがですよ。私は前も言ったと思うんですけど、もう少し丁寧な資料と写真をつけてほしいとお願いし、終わりますが、今後のことについてだけ答弁ください。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 資料については、先ほど町長からも答弁させていただきましたけれども、今回たまたま請負締結議案2件が同時に議会にお示しをすることになって、資料の作り方の違い、そういったところが私自身も事前に見て確認をしたわけですが、そういったことがあって、企画課の資料についてはタブレットで急遽、写真と資料をお示しをしたところですよ。

ご指摘にもありましたように、このように同じような案件が上がっていったときには資料の違いにもすぐ目が行くわけですので、平準化というか、ご指摘のあった局部的な写真をタブレットを活用しながらお示しをしていきたいと思っています。もう一方では資料の紙ベースの縮減もありますので、今後はタブレットを十分に活用して資料の提供をしていきたいと思っています。ご指摘の点については、誠に申し訳ございませんでした。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

7 番武田秀義君。

○7 番（武田秀義君） この施設を全員で視察したと記憶しておりますが、そのときにもフェンスの傾きは私たちも確認しておりまして、視察した職員等とも「フェンスもちょっと傾いているよね」と話もしたように記憶しております。その段階でなぜ検討されなかったのかと。変更をされるのであれば、そういう事案が出た時点でせめて所管の常任委員会ぐらいには報告しておくべきではないか。それか、変更することを事前に、先ほど副町長がおっしゃられましたけども、タブレット等を通じて議員に知らせておければ、こういった質問にもならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 従前、皆さん、ご覧になられたときに一部、傾きも確認していたところですけども、先ほど申し上げましたとおり、できるだけ工事費を圧縮したいという思いがありまして、確かに私も現地へ何度か足を運びまして、木が植わっていた状態のときにも行って、そのときに判断をしたわけですけども、一定、現場の施工業者が入った段階で、微調整等で傾きなどは調整できる範囲かなと判断しておりました。

そういう意味で、今回の工事ではフェンスはつつかないという判断で設計に入ったところですけども、割と大きな木が何本もありまして、それを撤去した後に改めて見たら、先ほど申し上げましたとおり、ツタとか雑草とかも絡みついていたので、そういうものをのけた段階で、老朽度が想像していたよりもひどかったこともありまして、今回もこれであれば何とか調整でそのまま使うことができたかも分かりませんが、近い将来、必ず取替という事態が発生することが予想されましたので、隣接との境界ということもありますので、そこはきれいにしとかなないといけないなということで。

ただ、ご存じかと思いますが、従前のフェンスは割と背の高いフェンスでしたけれども、今回はそれほど高いものも必要ないだろうというところで、120cmの低めのフェンスで、一定、境界は明示しようという変更内容にしたところです。それに加えまして、先ほど申し上げましたが、全面取り替えるのではなくて東側は出入りもできるようにと、そっちはフェンスをつけないという利用状況に応じた新たな変更もしたわけです。

所管の委員会にという点については、工期やその他もろもろ現場調整等をしながら、先ほど申し上げましたとおり、そのまま現状あるものを取り替えることではありませんでしたので、地元との協議とかも含めてやっておった関係もあって、その辺がちょっと議会へのご説明が抜かっておったところです。今後においては、こういった大きな変更がある場

合は所管の常任委員会にも事前に説明させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（味元和義君） 7 番武田秀義君。

○7 番（武田秀義君） 変更についてはよく分かりました。また、所管の常任委員会には、そういった事案があるということだけ報告していただいたら、委員会は委員会として判断をして、現地を見るなり調査をするなりという行動を起こすと思うので、取りあえず、変更がある場合には一言、所管の常任委員会に伝えておいていただけたら、こういったことにはならないのかなと思いますので、今後よろしくお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

会議の途中ですが、ただいまより10時45分まで休憩をします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月1日付で、専決処分に付しました令和6年度四万十町一般会計補正予算（第3号）について、同条第3項の規定によりご報告をいたしますとともに、議会の承認を求めるものです。

今回、専決処分に付しました令和6年度四万十町一般会計補正予算（第3号）ですが、選挙費について、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙の執行経費といたしまして、第1表のとおり歳入歳出それぞれ2,700万円の追加計上となったものです。これに

よる累計予算額は、歳入歳出それぞれ195億5,700万円となっております。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより承認第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十町一般会計補正予算（第3号））を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、承認第4号専決処分の承認について求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員、中津吉弘氏の任期が令和7年3月31日をもって満了することに伴いまして、引き続き同氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

中津氏は平成28年3月に退職されるまでの37年間、県立学校教員として教務に携わり、

在職中は同和教育主任を務めるなど、学校教育全体の中で人権問題に関わり、継続的に実践してこられました。

退職後の平成31年4月からは人権擁護委員に委嘱され、現在まで精力的に人権啓発に取り組まれております。温厚誠実な人柄で、人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちでありまして、人権擁護委員として最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員、樋口寛氏の任期が令和7年3月31日をもって満了することに伴いまして、後任の候補者として、宮崎淑子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

宮崎氏は、令和4年3月に退職されるまでの42年間、四万十町役場職員として地方行政に携わり、在任中は人権啓発や人権教育等を担当され、町人権教育研究協議会などの活動を通じて人権問題について理解を深めてこられました。

現在は四万十町連合婦人会の役員を務められるとともに、松葉川地区の三つの地域の民生委員として、地域に密着した活動をされており、地域の人々の信頼も厚く、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件はお手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第74号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第74号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、道路法第8条第2項の規定により、町道路線を認定することについて議会の議決を求めるものです。

まず、北琴平第2団地の1号線から5号線までについては、公営住宅の建て替えに伴う建築確認を受ける際に、建築基準法第43条第1項の規定により、道路に隣接するため、住宅内通路を町道に認定し、維持管理を行うものです。

次に、木屋ヶ内5号線については、国道439号木屋ヶ内バイパス工事の一部完成に伴いまして、旧道となる区間が町に移管されるものです。木屋ヶ内集落と国道を接続する重要な生活道路であることから、この区間を町道に認定し、維持管理を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第11、議案第75号四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第75号四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案については、令和7年4月1日に町立の十川小学校と昭和小学校を統合することに伴いまして、十和地域の小学校と中学校がそれぞれ1校となることから、要望をいただいております校名変更について、保護者や地域の方と協議を行ってまいりました。

その結果、十川小学校を十和小学校に、十川中学校を十和中学校に変更することといたしましたので、本条例の一部を改正しようとするものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第75号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第12、議案第76号四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第76号四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」は農林業の振興、都市住民との交流及び情報発信等の地域活性化を図ることを目的に設置した施設です。

本施設は、令和2年4月1日から企業組合であいの里が指定管理者として指定管理業務を行ってまいりましたが、令和7年3月31日をもって指定期間が満了いたします。このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、四万十町内に住所または事業所を有する団体に限定して公募をしましたところ、2者からの応募がありましたので、同条例第4条の規定に基づき、四万十町指定管理者選定委員会において審査を実施いたしました。

その結果、候補者として、企業組合であいの里を選定いたしましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第76号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第13、議案第77号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第77号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、8月の台風10号災害に係る復旧費用や、令和6年3月議会定例会にて事業中止の最終報告をいたしました文化的施設整備事業に係る起債の繰上償還費を計上したほか、9月補正予算後に生じた事業費の精査等に伴う予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容について、予算科目順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費です。

財産管理費では、光熱水費を追加計上したほか、県において令和7年4月より運用を予定している電子入札システムの共同利用に向け、システム導入費用として264万円を追加計上しております。

企画費では、空き家活用事業補助金について、現時点における補助申請の状況を精査した結果、1,350万円を減額するなど、総務費全体で3,349万1,000円の減額補正となっております。

次に、3款民生費です。

老人福祉費では、特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十荘において、特別会計予算を精査した結果、四万十荘特別会計繰出金882万1,000円を減額する一方、窪川荘特別会計繰出金2,583万6,000円を追加計上いたしております。

また、児童措置費、公立保育所費、認定こども園運営費及び子育て支援センター運営費では、各保育所等において事業費を精査するとともに、国の補助金を活用し、性被害防止対策に係る設備を整備する費用を計上するなど、民生費全体で2,845万6,000円の追加計上となっております。

次に、4款衛生費です。

予防費では、令和5年度に実施しました新型コロナワクチン接種について、事業完了に伴い事業費を精算した結果、国に返還する必要があるため、返還金を合わせて457万6,000円計上するなど、衛生費全体で328万円の追加計上となっております。

次に、6款農林水産業費です。

農業振興費では、各種補助金について本年度の実績見込みに合わせて所要の見直しを行ったほか、畜産振興費では、国の畜産競争力強化整備事業において、事業費を抑制するため施設や資機材の見直しがされたことにより、補助金1億2,499万1,000円を減額するなど、農林水産業費全体で2億5,981万9,000円の減額補正となっております。

次に、7款商工費です。

観光費では、道の駅めぐり窪川の後背地に計画している観光交流拠点施設について、現在、ワークショップを実施しながら基本設計の見直しを行っているところですが、基本設計について、新たな計画に基づき現在の内容から大幅に変更する必要があることから、委託料196万円を追加計上いたしております。

また、企業版ふるさと納税を活用し、三島キャンプ場のバンガローへ新たに空調設備を設置する費用や、十和地域のイベントに活用するテントや机等の備品購入費用について計上するなど、商工費全体で1,023万3,000円の追加計上となっております。

次に、8款土木費です。

道路新設改良費及び崖崩れ防止対策事業費並びに住宅建設事業費におきまして、国や県の交付金の決定や工事の進捗状況に伴い、所要の見直しを行いまして、土木費全体で1,584万4,000円の追加計上となっております。

次に、10款教育費です。

学校給食費では、光熱水費や修繕料を追加計上したほか、食材費の高騰により各学校の給食費に不足が生じる見込みとなったため、697万4,000円を追加計上する一方、小学校管理費など各費目において、入札減に伴い工事費を減額するなど、教育費全体で7,003万2,000円の減額補正となっております。

次に、11款災害復旧費です。

8月の台風10号災害による農地・農業用施設及び公共施設等の災害復旧に係る経費を追加計上するなど、災害復旧費全体で2億1,108万4,000円の追加計上となっております。

次に、12款公債費です。

前年度借入分の借入額及び借入利率の確定等に伴いまして、元金及び利子について見直しをするとともに、先ほどご説明申し上げたとおり、文化的施設整備事業の財源として、これまで借り入れておりました合併特例事業債及び過疎対策事業債について、事業の中止に伴い繰上償還を行う必要があることから、元金1億1,280万円を計上するなど、公債費全体で1億2,812万円の追加計上となっております。

今回の補正予算において、文化的施設整備事業の中止の判断に伴い、繰上償還を行う必要が生じたことについて、行政の長として責任を感じておるところです。

最後に、職員の人件費ですが、これまでの実績に基づく各費目の見直しを行った結果、職員手当及び共済費で20万2,000円の追加計上となっております。

また、各特別会計への繰出金についても、同様の見直し等に基づく内容となっております。

以上、歳出については、ただいまご説明申し上げたとおりですが、歳入としましては、繰入金において繰上償還の財源として減債基金繰入金1億2,700万円を追加計上したほか、各事業の進捗状況を基に国・県支出金や町債等の特定財源について精査を行ってお

り、第1表の歳入に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ3,600万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ195億9,300万円となっております。

最後に、地方債補正ですが、災害復旧事業費の増に伴い、災害復旧事業債の変更や事業内容の精査等に伴い、第2表に記載のとおり限度額を変更するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第77号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14、議案第78号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第15、議案第79号令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第80号令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第78号から議案第80号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第78号から議案第80号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第78号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

今回の主な補正内容としまして、財政安定化支援事業繰入基準額の変更に伴う繰入金、医療費等の減額見込みに伴う保険給付費の見直しなどによる予算措置となっております。

歳出については、総務費で14万2,000円、諸支出金で20万6,000円、予備費で125万2,000円をそれぞれ追加計上する一方、保険給付費で290万円を減額しております。

歳入については、繰入金で158万2,000円、諸収入で1万8,000円をそれぞれ追加計上する一方、県支出金で290万円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ130万円の減額補正となり、累計予算総額は21億8,210万円となっております。

なお、この補正予算案については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第79号令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第2号)です。

今回の主な補正内容としまして、歳出については、人件費の減額見込み等により総務費で360万円を減額しております。歳入については、繰入金を360万円減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ360万円の減額補正となり、累計予算総額は4億200万円となっております。

続きまして、議案第80号令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第2号)です。

今回の補正内容としまして、歳出については、総務費で人件費の減額見込み等により118万4,000円、医業費で外注検査委託料71万6,000円をそれぞれ減額しております。歳入については、繰入金で190万円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ190万円の減額補正となり、累計予算総額は1億360万円となっております。

以上、3件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第78号から議案第80号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号から議案第80号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第17、議案81号令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議案第82号令和6年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第81号及び議案第82号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第81号及び議案第82号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第81号令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正は、職員人件費の調整や事務費用の精査による予算措置となっております。歳出については、広域連合納付金で7,000円を追加計上する一方、総務費で10万7,000円を減額しております。

なお、歳入については、保険料で7,000円を追加計上する一方、繰入金で2万6,000円、諸収入で8万1,000円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ10万円の減額補正となり、累計予算総額は3億5,640万円となっております。

続きまして、議案第82号令和6年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、本年度の事業実績見込みに基づき、必要額の再検討を行い、現段階で見込まれる経費を見直しております。

主な内容としましては、予備費で120万5,000円を減額する一方、人件費の総額見込みや介護サービス給付費の不足見込み等により、総務費で78万8,000円、保険給付費で210万円、地域支援事業費で81万7,000円をそれぞれ追加計上しております。また、歳入についても、保険料の減額を行うなど、所要の予算措置を講じております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ250万円の追加補正となり、累計予算総額は28億1,550万円となっております。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第81号及び議案第82号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号及び議案第82号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第19、議案第83号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議案第84号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第83号及び議案第84号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第83号及び議案第84号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第83号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）です。

今回の主な補正内容としまして、歳出については、入札実績による委託料の減額など、各種経費の精査により、総務費で118万6,000円を減額する一方、人件費等の増額見込みなどにより、サービス事業費で118万6,000円を追加計上しております。

歳入については、7月に発生した新型コロナウイルス感染症によるクラスターの影響を鑑み、サービス収入で2,683万6,000円を減額する一方、特別養護老人ホームの運営に役立ててほしいと寄附金をいただいたため、100万円を計上したほか、収支差補填として繰入金金を2,583万6,000円追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出ともに増減はなく、累計予算総額は3億9,650万円となっております。

続きまして、議案第84号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）です。

今回の主な補正内容としまして、歳出については、入札実績による委託料の減額などで総務費で158万円、人件費の減額見込みなどによりサービス事業費で102万円をそれぞれ減額しております。

なお、歳入については、サービス収入で622万1,000円を追加計上する一方、繰入金で882万1,000円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ260万円の減額補正となり、累計予算総額は2億7,770万円となっております。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第83号及び議案第84号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号及び議案第84号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第21、議案第85号令和6年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第22、議案第86号令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案第85号及び議案第86号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第85号の水道事業会計補正予算案及び議案第86号の下水道事業会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第85号令和6年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としましては、収益的収入の事業収益におきまして、物価高騰対策として実施しました令和6年3月から5月検針分までの水道基本料金減免事業の実績が確定したため、他会計補助金169万8,000円を追加計上しております。これにより、事業収益は累

計で5億8,447万3,000円となっております。

また、収益的支出の事業費用におきまして、浄水場電気料及び設備・漏水修繕等の費用として457万9,000円を追加計上しております。これにより、事業費用は累計で5億7,659万円となっております。

次に、資本的支出の建設改良費におきまして、井細川配水区の配水管布設替工事に係る測量設計委託料として190万円を追加計上しております。これにより、資本的支出は累計で4億2,409万4,000円となっております。

続きまして、議案第86号令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としましては、事業収益の営業外収益におきまして、他会計繰入金の見直しにより他会計補助金を3万4,000円追加計上しており、これにより、事業収益は累計で8,483万3,000円となっております。

また、事業費用の営業費用におきまして、人件費の見直しにより1万9,000円を追加計上しており、これにより事業費用は累計で8,601万8,000円となっております。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第85号及び議案第86号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第85号及び議案第86号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第23、陳情第6－4号、陳情書の取り下げについてを議題とします。

この陳情議案については、産業建設常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に陳情者より陳情取下申出書が提出されました。

お諮りします。

陳情第6－4号の陳情書の取り下げについては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6－4号の陳情書の取り下げについて、これを許可することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第24、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時23分 散会